

要求水準書添付資料 09 鳥インフルエンザ等の処理に係る対応（過去の事例）

- (1) 焚却対象物は、医療廃棄物容器(寸法 W475×D330×H366程度。1箱10羽程度入り)、作業で使用した防護服及び手袋等。
- (2) 焚却処理可能量、搬入時間等は本市と運営事業者で協議する。
- (3) 焚却対象物は、10t車両等で荷下ろし場へ搬入される。
- (4) 施設内に以下の準備作業を行う。
  - ① 搬入ルート及び投入作業スペースを隔離する（仕切りの設置等）。
  - ② 焚却対象物の搬入ルート及び投入作業スペースを養生する。  
(床：コンパネ等、壁：プラスチックシート等+緩衝材等)
- (5) 施設内の搬入方法は、次のとおりとする。
  - ① 荷下ろし場から重機（フォークリフト等）で荷下ろし。
  - ② 台車でホッパーステージへ焼却対象物を運ぶ。
  - ③ 人力で焼却対象物をごみ投入ホッパへ投入する。
- (6) 医療廃棄物容器が破損した場合は、作業終了後に消毒対応を行う。
- (7) 少量の鳥インフルエンザの処理時には、プラットホームに降ろしたごみクレーンに人力で医療廃棄物容器を乗せ、ごみピットを介すことなく、プラットホームからごみ投入ホッパまで直接クレーン投入する場合がある。

※上記はすべて過去の事例での処理状況を抽出したものである。

鳥インフルエンザが発生した場合には、施設の状況を本市及び兵庫県が確認した上で、実際に処理できる方法を本市と兵庫県、運営事業者で協議して決定する。

基本的に上記の作業は兵庫県が実施するものである。

事業者は主として上記搬入投入作業後の焼却作業を行うもので、普段のごみの受付、搬入及び焼却作業に支障が出ないよう鳥インフルエンザ等の処理に対して協力すること。

別途、事業者に発生した作業に対する費用の支払い等については、本市との協議で決定する。